特定事業契約について(松山市立小中学校空調設備整備PFI事業)

松山市立小中学校空調設備整備 P F I 事業について、平成29年3月17日付で特定事業契約を締結しましたので、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号)第15条第3項の規定に基づき契約の内容を公表します。

平成29年3月21日

松山市長 野志 克仁

- 1. 公共施設等の名称及び立地 松山市二番町四丁目6番地1(松山市立番町小学校)外77小中学校
- 選定事業者の商号
 松山市六軒家町1番13号
 株式会社松山学校空調PFIサービス
 代表取締役 山本 愛朗
- 3. 公共施設等の整備等の内容 新規空調設備の設計,施工,工事監理,所有権移転,維持管理及び移設等業務並びに 既設空調設備の維持管理業務
- 4. 契約期間 自 平成29年3月17日 至 平成42年3月31日
- 5. 契約金額 58億8, 561万6, 979円

6. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項 (以下は契約条項)

(甲による契約解除)

- 第70条 甲は、乙に次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、何らの催告なく、本 件契約の全部又は一部を解除することができる。
 - (1) 支払の停止、破産、民事再生手続開始、会社更生、特定調停若しくは特別清算開始の申立てがあったとき又は任意整理等の手続きが着手されたとき若しくはそのおそれが合理的に認められるとき。
 - (2) 乙が振出した手形又は小切手に不渡りがあったとき。
 - (3) 乙が仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受けたとき又は公租公課を滞納し督促を受けて1箇月以上滞納金の支払いがなされないとき若しくは滞納処分を受けたとき。
 - (4) 乙の責めに帰すべき事由により、連続して30日間(乙が書面をもって説明し、甲が認めた場合にあっては、相当の期間)以上本事業を行わなかったとき。
 - (5) 乙の責めに帰すべき事由により、本件契約の履行が不能となったとき。
 - (6) 信用状態が著しく悪化し、又はそのおそれがあると甲が認めるべき相当の理由があるとき。
- 2 甲は、乙に次の各号に掲げるいずれかの事由が生じたときは、乙に対し、相当の期間を定め て催告したうえで、本件契約の全部又は一部を解除することができる。
 - (1) 乙が、設計又は施工に着手すべき期日を過ぎても設計又は施工に着手せず、相当の期間を定めて甲が理由の説明を求めても当該遅延について乙から甲が満足すべき合理的な説明がないとき。
 - (2) 乙の責めに帰すべき事由により、工期内に新規設備が完成せず、かつ、工期経過後 60 日内に工事を完成する見込みが明らかにないと認められるとき。
 - (3) 乙が、第62条第5項及び第68条第1項の規定により是正の指示を受けたにもかかわらず、是正の指示があった日から3箇月以上経過してもなお是正の指示の対象となった事項が是正されないとき。
 - (4) 乙が、第48条第2項に規定する半期報告書又は同条第3項に規定する年度業務報告書の重要な事項について虚偽記載を行い、かつ第69条に定める対価の返還を行わなかったとき。
 - (5) その他乙が本件契約又は本件契約に基づき合意した条項のいずれかに違反し、その違反 により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 3 全ての新規設備が甲に引き渡された後に前2項の規定に基づき本件契約が全部解除された場合の処理は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 解除時に、全ての新規設備が、業務水準どおりの性能を維持している場合
 - ア 甲は乙に対し、設計・施工等のサービス対価の残額を第 63 条に規定する支払方法に従って支払うものとする。
 - イ 甲は、未履行部分の維持管理のサービス対価の乙に対する支払いを免れる。
 - ウ 乙は、甲に対し、解除に伴う違約金として、当該1事業年度の維持管理のサービス対価 (消費税等の税率は解除時の税率とする。) に10分の1を乗じた額を支払うものとする。
 - (2) 解除時に、一部の新規設備が、業務水準どおりの性能を維持していない場合

- ア 甲は、業務水準どおりの性能が維持されている新規設備については、乙に対し、解除時における設計・施工等のサービス対価の残額を第63条に規定する支払方法に従って支払うものとする。
- イ 甲は、業務水準どおりの性能が維持されていない新規設備については、乙が、当該新規設備を業務水準どおりの性能に補修(交換を含む。以下本条において同じ。)するまで、当該新規設備に係る解除時における設計・施工等のサービス対価の残額の乙に対する支払いを留保する。ただし、甲が、当該新規設備の業務水準どおりの性能への補修に代えて、業務水準を満たす状態にするに要する相当額の支払いを認めた場合で、乙がこの支払いを選択したときは、この限りではなく、甲は、乙に対し、業務水準どおりの性能が維持されていない新規設備についての解除時における設計・施工等のサービス対価の残額から提案水準を満たす状態にするに要する相当額を控除した金員を第63条に規定する支払方法に従って支払うものとする。
- ウ 甲は、未履行部分の維持管理のサービス対価の乙に対する支払いを免れる。
- エ 乙は、甲に対し、解除に伴う違約金として、当該1事業年度の維持管理のサービス対価 (消費税等の税率は解除時の税率とする。) に10分の1を乗じた額を支払うものとする。
- 4 全ての新規設備が甲に引き渡された後に第1項及び第2項の規定に基づき本件契約が一部解除された場合の処理は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 解除時に、一部解除の対象となった新規設備が、全て業務水準どおりの性能を維持している場合
 - ア 甲は、一部解除の対象となった新規設備の設計・施工等のサービス対価についても、解除の対象とならない設計・施工等のサービス対価と同様に、乙に対し、第 63 条に規定する当初の支払方法に従って支払うものとする。
 - イ 甲は、一部解除の対象となった新規設備に関する未履行部分の維持管理のサービス対価 の乙に対する支払いを免れる。
 - ウ 乙は、甲に対し、解除に伴う違約金として、解除対象の新規設備の当該1事業年度の維持管理のサービス対価(消費税等の税率は解除時の税率とする。)に10分の1を乗じた額を支払うものとする。
 - (2) 解除時に、一部解除の対象となった新規設備の一部が、業務水準どおりの性能を維持していない場合
 - ア 甲は、解除の対象となった新規設備のうち、業務水準どおりの性能を維持できている新規設備については、乙に対し、解除時における設計・施工等のサービス対価の残額を第63 条に規定する支払方法に従って支払うものとする。
 - イ 解除の対象となった新規設備のうち、業務水準どおりの性能が維持されていない新規設備については、前項第2号イを準用する。
 - ウ 甲は、一部解除の対象となった新規設備に関する未履行部分の維持管理のサービス対価 の乙に対する支払いを免れる。
 - エ 乙は、甲に対し、解除に伴う違約金として、解除対象の新規設備の当該1事業年度の維持管理のサービス対価(消費税等の税率は解除時の税率とする。)に10分の1を乗じた額を支払うものとする。
 - オ 甲は、解除対象とならない新規設備の設計・施工等のサービス対価については、乙に対 し、第9章に規定する当初の支払方法に従って支払うものとする。

- 5 全ての新規設備が甲に引き渡される前に第1項及び第2項の規定に基づき本件契約が全部若しくは一部解除された場合には、乙は、甲に対し、速やかに解除に係る事業実施場所をすべて工事着工前の原状に復したうえ、甲に返還するとともに、甲の請求に基づき、本件契約解除の違約金として、契約金額のうち設計・施工等のサービス対価(消費税等の税率は本件契約成立時の税率とする。)の10分の1を乗じた額を支払うものとする。ただし、本件契約の解除が、一部解除である場合、その解除の範囲、原因及び甲の実損害等の実情を勘案したうえで、甲の判断において、違約金の額を減額することがある。
- 6 全ての新規設備が甲に引き渡される前に第1項及び第2項の規定に基づき本件契約が全部若しくは一部解除された場合に、甲が乙に対し事業実施場所の本件契約解除時における現状での引渡しを求めたときは、前項の規定にかかわらず、乙は、解除に係る事業実施場所を解除時における現状のまま、甲に返還する。この場合において、施工済み部分に利用価値がある場合で、かつ甲がこれを利用する場合には、施工済み部分の評価額相当額を契約解除前の支払スケジュールどおりに支払うものとする。また、この場合においても、乙は甲に対し、前項に規定する違約金を支払うものとするが(ただし、本件契約が一部解除の場合、違約金の額につき、甲の判断において、減額する場合があることは前項ただし書きのとおり)、甲は、乙の有する施工済み部分の評価額相当額についての支払請求権を受働債権とし、甲が乙に対して有する本項所定の違約金又は次項所定の損害賠償請求権を自働債権として対当額で相殺することができる。
- 7 甲は、本条に基づき乙が甲に対して支払うべき違約金の全部又は一部に、乙が甲に差し入れている第40条の契約保証金又は担保を充当することができるものとする。
- 8 乙は、本条に基づく解除により甲が被った損害額が、本条に定める違約金の合計額を上回る場合は、その差額を甲の請求に基づき支払わなければならない。

(独占禁止法違反等を理由とする甲による契約解除)

- 第71条 甲は、構成企業等又はその他出資企業につき、本件契約に関して次の各号のいずれかに該当したときは、本件契約の全部又は一部を解除することができる。
 - (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は構成企業等又はその他出資企業が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、独占禁止法第61条第1項に規定する排除措置命令を受け、又は、独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令を受け、当該命令が確定したとき。
 - (2) 構成企業等又はその他出資企業の役員若しくは代理人、使用人その他の従業者に対し、 刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1 項若しくは第95条(独占禁止法第89条第1項に規定する違反行為をした場合に限る。)の 罪を犯したことにより有罪判決が確定したとき。
 - (3) 刑法第197条から第197条の4までに規定する賄賂を甲の職員(一般職及び特別職に属する職員をいう。以下この号において同じ。)、職員になろうとする者又は職員であった者に供与し、又はその約束をしたとき(これらの者に対して有罪判決が確定したときに限る。)。
 - (4) その他入札談合があったと認められるとき。
- 2 甲は、乙、構成企業等又はその他出資企業が、以下の各号のいずれかの事由に該当した場合、 本件契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準じる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準じる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下、本項において同じ。)が松山市暴力団排除条例第2条第3号(以下、本項において「条例」という。)に規定する暴力団員等又は暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者(以下、本項において「暴力団員等」という。)であると認められるとき。
- (2) 条例第2条第1号に規定する暴力団(以下、本項において「暴力団」という。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど 直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請け契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が本項第 1 号から第 5 号に規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) (1)から(6)までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合((6)に該当する場合を除く。)に、甲が当該構成企業等又はその他出資企業に対して当該契約の解除を求め、当該構成企業又はその他出資企業がこれに従わなかったとき。
- 3 乙は、構成企業等及びその他出資企業をして、本事業を、第1項又は前項各号のいずれかの 事由に該当する第三者に請け負わせ、又は委託することはできない。また、さらに本事業を請 け負い又は受託した第三者が、第1項又は前項各号のいずれかの事由に該当する別の第三者に 請け負わせ、又は委託することもできないものとし、その下の請負又は委託についても同様と する。
- 4 乙は、第三者が前項の事由に該当することが判明した場合、直ちに当該第三者との間の契約を解除する等し、当該第三者が本事業に直接又は間接に関与しないよう措置をとったうえで、その旨を甲に報告しなければならない。乙がかかる措置を直ちにとらない場合、甲は、本件契約を解除することができる。
- 5 甲が本条により本件契約を解除した場合の処理は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 全ての新規設備が甲に引き渡された後に本件契約が全部解除された場合は、第70条第3項第1号ア及びイ並びに第2号アからウまでの規定を準用する。
 - (2) 全ての新規設備が甲に引き渡された後に本件契約が一部解除された場合は、第70条第4項第1号ア及びイ並びに第2号アからウ及びオまでの規定を準用する。
 - (3) 全ての新規設備が甲に引き渡される前に本件契約の全部又は一部解除された場合は、第70条第5項及び第6項のうち違約金の定めを除く規定を準用する。
- 6 第1項及び第2項の各号のいずれかに該当したことにより、甲が本件契約を解除した場合は、 甲の請求に基づき、乙は、自ら並びに構成企業等及びその他出資企業をして連帯せしめたうえ、 その発覚が全ての新規設備が甲に引き渡される前の場合は、契約金額(消費税等の税率は本件

契約成立時の税率とする。以下、いずれも本条において同じ。)の10分の1に相当する金額を、その発覚が全ての新規設備が甲に引き渡された後の場合は、発覚時の当該1事業年度の維持管理のサービス対価(消費税等の税率は発覚時の税率とする。以下本条において同じ。)の10分の1に相当する額を、甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、甲が被った損害の額が当該違約金額を超過する場合は、甲は、かかる超過額について別途乙に損害賠償請求を行うことができる。なお、基本協定書第7条第6項又は第11項に基づき、構成企業等及びその他出資企業が甲に対し、違約金又は損害の支払いを行った場合は、乙は当該支払金額の範囲において、本項の支払い義務を免れるものとする。

- 7 第1項の各号のいずれかに該当するときは、甲が本件契約を解除するか否かにかかわらず、 甲の請求に基づき、乙は、自ら並びに構成企業等及びその他出資企業をして連帯せしめたうえ、 その発覚が全ての新規設備が甲に引き渡される前の場合は、契約金額の10分の2に相当する 金額を、その発覚が全ての新規設備が甲に引き渡された後の場合は、発覚時の当該1事業年度 の維持管理のサービス対価の10分の2に相当する額を、甲の指定する期間内に支払わなけれ ばならない。但し、次に掲げる場合はこの限りではない。
 - (1) 第1項の各号に掲げる場合において、排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が、 独占禁止法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告 示第15号)第6項に規定する不当廉売に該当するとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、甲が特に必要と認めるとき。

なお、甲が被った損害の額が当該違約金額を超過する場合は、甲は、かかる超過額について 別途乙に損害賠償請求を行うことができる。また、基本協定書第7条第7項又は第11項に基 づき、構成企業等及びその他出資企業が甲に対し、違約金又は損害の支払いを行った場合は、 乙は当該支払金額の範囲において、本項の支払い義務を免れるものとする。

- 8 第1項第2号に該当した場合であって、かつ次の各号の一に該当したときは、甲が本件契約を解除するか否かにかかわらず、乙は、自ら並びに構成企業等及びその他出資企業をして連帯せしめたうえ、その発覚が全ての新規設備の引渡し前の場合は第6項の違約金に加えて契約金額の10分の1の違約金を別途支払うものとし、また、その発覚が全ての新規設備の引渡し後の場合は、前項の違約金に加えて、発覚時の当該1事業年度の維持管理のサービス対価の10分の1の違約金を別途支払うものとする。なお、甲が被った損害の額が当該違約金額(第6項又は第7項の違約金を含む。)を超過する場合は、甲は、かかる超過額について別途乙に損害賠償請求を行うことができる。また、基本協定書第7条第8項又は第11項に基づき、構成企業等及びその他出資企業が甲に対し、違約金又は損害の支払いを行った場合は、乙は当該支払金額の範囲において、本項の支払い義務を免れるものとする。
 - (1) 第1項第1号に規定する確定した命令について、独占禁止法第7条の2第7項(又は同条8項)の規定の適用があるとき。
 - (2) 第1項第2号に規定する刑に係る確定判決において役員等が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- 9 甲が被った損害の額が、第6項又は第7項の違約金額(第8項の違約金が加わる場合には、 その違約金の額を含む。)を超過する場合、甲は、乙が甲に差し入れている第40条に基づく 契約保証金又は担保を、かかる超過額に先に充当することができるものとし、残額がある場 合には違約金に充当することができるものとする。

(乙による契約解除)

- 第72条 甲が、甲の責めに帰すべき事由により、乙に対する支払いを遅延し、かつ、甲が乙から書面による催告を受けた日以後、60日を経過しても、なお甲が当該支払いを行わないときは、乙は、甲に改めて書面により本件契約を解除する旨の通知を行い、本件契約を解除することができる。乙に対する支払いが遅延した場合、甲は、当該支払うべき金額につき、遅延日数に応じ、支払時点における遅延した金額に対する支払期日の翌日から支払済みに至るまで、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に従い計算した額(1年を365日として日割り計算)を乙に対して遅延損害金として支払うものとする。
- 2 甲が、甲の責めに帰すべき事由により、本件契約上の重要な義務に違反し、かつ、乙から書面による催告を受けた日以後、60日を経過しても、なお当該義務の違反を是正しないときは、 乙は甲に改めて書面により本件契約を解除する旨の通知を行い、本件契約を解除することができる
- 3 全ての新規設備が甲に引き渡された後に前2項の規定に基づき本件契約が全部解除された場合の処理は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 解除時に、全ての新規設備が、業務水準どおりの性能を維持している場合
 - ア 甲は乙に対し、解除時における設計・施工等のサービス対価の残額を第 63 条に規定する支払方法に従って支払うものとする。
 - イ 甲は、未履行部分の維持管理のサービス対価の乙に対する支払いを免れる。
 - ウ 甲は、乙に対し、本件契約の全部解除により乙が被った損害を合理的な範囲内において 賠償するものとし、負担方法については乙と協議する。この場合において、乙は、当該損 害の内訳及びこれを証する書類を添えて甲に請求するものとする。
 - (2) 解除時に、一部の新規設備が、業務水準どおりの性能を維持していない場合
 - ア 甲は、業務水準どおりの性能が維持されている新規設備については、乙に対し、解除時 における設計・施工等のサービス対価の残額を第63条に規定する支払方法に従って支払 うものとする。
 - イ 甲は、業務水準どおりの性能が維持されていない新規設備については、乙が、当該新規設備を業務水準どおりの性能に補修(交換を含む。以下本条において同じ。)するまで、当該新規設備にかかる解除時における設計・施工等のサービス対価の残額の支払いを留保する。ただし、甲が、当該新規設備の業務水準どおりの性能への補修に代えて、業務水準を満たす状態にするために要する相当額の支払いを認めた場合で、乙がこの支払いを選択したときは、この限りではなく、甲は、乙に対し、業務水準どおりの性能が維持されていない新規設備についての解除時における設計・施工等のサービス対価の残額から業務水準を満たす状態にするに要する相当額を控除した金員を第63条に規定する支払方法に従って支払うものとする。
 - ウ 甲は、未履行部分の維持管理のサービス対価の乙に対する支払いを免れる。
 - エ 甲は、乙に対し、本件契約の全部解除により乙が被った損害を合理的な範囲内において 賠償するものとし、負担方法については乙と協議する。この場合において、乙は、当該追 加費用又は損害の内訳及びこれを証する書類を添えて甲に請求するものとする。
- 4 全ての新規設備が甲に引き渡された後に第1項又は第2項の規定に基づき本件契約が一部解除(一部解除の単位は室単位とする。) された場合の処理は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 解除時に、一部解除の対象となった新規設備が、すべて業務水準どおりの性能を維持し

ている場合

- ア 甲は、一部解除の対象となった新規設備の設計・施工等のサービス対価についても、解除の対象とならない設計・施工等のサービス対価と同様に、乙に対し、第 63 条に規定する当初の支払方法に従って支払うものとする。
- イ 甲は、一部解除の対象となった新規設備に関する未履行部分の維持管理のサービス対価 の乙に対する支払いを免れる。
- ウ 甲は、乙に対し、本件契約の一部解除により乙が被った損害を合理的な範囲内で賠償するものとし、負担方法については乙と協議する。この場合において、乙は、当該損害の内 訳及びこれを証する書類を添えて甲に請求するものとする。
- (2) 解除時に、一部解除の対象となった新規設備の一部が、業務水準どおりの性能を維持していない場合
 - ア 甲は、解除の対象となった新規設備のうち、業務水準どおりの性能を維持できている新規設備については、乙に対し、解除時における設計・施工等のサービス対価の残額を第63 条に規定する支払方法に従って支払うものとする。
 - イ 解除の対象となった新規設備のうち、業務水準どおりの性能が維持されていない新規設備については、前項第2号イを準用する。
 - ウ 甲は、一部解除の対象となった新規設備に関する未履行部分の維持管理のサービス対価 の乙に対する支払いを免れる。
 - エ 甲は、乙に対し、本件契約の一部解除により乙が被った損害を合理的な範囲内において 賠償するものとし、負担方法については乙と協議する。この場合において、乙は、当該損 害の内訳及びこれを証する書類を添えて甲に請求するものとする。
 - オ 甲は、解除対象とならない新規設備の設計・施工等のサービス対価については、乙に対 し、第9章に規定する当初の支払方法に従って支払うものとする。
- 5 全ての新規設備が甲に引き渡される前に第1項又は第2項の規定に基づき本件契約が解除された場合には、乙は、甲に対し、速やかに事業実施場所をすべて工事着工前の原状に復したうえ、甲に返還するものとし、甲は、乙に対し、当該解除により乙が被った損害を合理的な範囲内において賠償するものとし、負担方法については乙と協議する。この場合において、乙は、当該損害の内訳及びこれを証する書類を添えて甲に請求するものとする。
- 6 全ての新規設備が甲に引き渡される前に第1項又は第2項の規定に基づき本件契約が解除された場合に、甲が乙に対し事業実施場所の本件契約解除時における現状での引渡しを求めたときは、前項の規定にかかわらず、乙は、事業実施場所を解除時における現状のまま、甲に返還する。この場合において、甲は、乙に対し、新規設備の出来高に応じた設計・施工等のサービス対価を契約解除前の支払スケジュールどおりに支払うものとする。
- 7 第1項又は第2項に基づき本件契約が全部解除された場合において、乙が甲に対して差し入れた契約保証金又はこれに代わる担保が返還されていないときは、契約終了後、乙が甲に申し出たときは、甲は乙に対し、速やかに契約保証金又はこれに代わる担保を返還するものとする。

(小中学校の統合整備等に伴う一部解除)

第73条 第57条に基づき、新規設備が別の小中学校の普通教室等又は事業実施場所における他の普通教室等に移設されない場合には、当該移設されない新規設備に関する契約は一部解除できるものとする。

- 2 前項に基づき本件契約が一部解除された場合の処理は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 甲は、解除の対象となった新規設備の設計・施工等のサービス対価についても、乙に対し、第63条に規定する支払方法に従って支払うものとする。ただし、解除の対象となった新規設備のうち、業務水準どおりの性能を維持していない新規設備がある場合、当該新規設備については、第72条第3項第2号イを準用する。
 - (2) 甲は、一部解除の対象となった新規設備に関する未履行部分の維持管理のサービス対価の乙に対する支払いを免れる。
 - (3) 甲は、乙に対し、本件契約の一部解除により乙が被った損害を合理的な範囲内において 賠償するものとし、負担方法については乙と協議する。この場合において、乙は、当該損害の内訳及びこれを書類を添えて甲に請求するものとする。

(任意解除権の留保)

- 第74条 甲は、理由の如何を問わず、180 日以上前に乙に対して通知したうえで、本件契約を解除することができる。ただし、既に全ての新規設備が甲に引渡し済みであるときは、甲又は乙が履行済みの部分については解除することができないものとし、甲は、乙に対し、第63条の規定に基づく設計・施工等のサービス対価と第64条の規定に基づく維持管理のサービス対価のうち履行済みの維持管理のサービス対価を解除前の支払スケジュールどおりに支払うものとする。
- 2 全ての新規設備が甲に引き渡される前に、前項の規定に基づき本件契約を解除した場合には、乙は、速やかに事業実施場所をすべて工事着工前の原状に復したうえ、甲に返還する。また、甲は、乙に対し、当該解除により乙が被った損害を合理的な範囲内において賠償するものとし、負担方法については乙と協議する。この場合において、乙は、当該損害の内訳及びこれを証する書類を添えて甲に請求するものとする。
- 3 全ての新規設備が甲に引き渡される前に、第1項の規定に基づき本件契約が解除された場合に、甲が乙に対して、事業実施場所の解除時における現状での引渡しを求めたときは、前項の規定にかかわらず、乙は、事業実施場所を解除時における現状のまま、甲に返還する。この場合において、甲は、乙に対し、当該出来高に応じた設計・施工等のサービス対価を契約解除前の支払スケジュールどおりに支払うものとする。

(不可抗力事由に基づく解除)

- 第75条 甲及び乙は、不可抗力事由により相手方の本件契約上の義務の履行が遅延し、又は不可能となった場合、当該履行遅滞及び履行不能を相互に本件契約に基づく相手方の債務不履行とはみなさないものとする。
- 2 甲は、不可抗力事由により本件契約の履行ができなくなったと認める場合には、乙と協議の うえ、本件契約を変更し、又は本件契約の一部又は全部を解除することができる。
- 3 前項の定めにより本件契約が解除された場合、解除時に既に甲に対し全ての新規設備が引渡 し済みであるときは、甲及び乙は、解除時において甲又は乙が履行済みの部分については解除 することができず、甲は、新規設備の全部又は一部が不可抗力事由により滅失し、又はき損し た場合であっても、乙に対し、第63条の規定に基づく設計・施工等のサービス対価及び第64 条の規定に基づく維持管理のサービス対価のうち履行済みの維持管理のサービス対価を解除 前の支払スケジュールどおりに支払うものとする。

- 4 全ての新規設備が甲に引き渡された後に第2項の規定に基づき、本件契約が全部解除された 場合、甲は、未履行部分の維持管理のサービス対価の乙に対する支払いを免れる。
- 5 全ての新規設備が甲に引き渡された後に第2項の規定に基づき、本件契約が一部解除された 場合、甲は、一部解除の対象となった新規設備に関する未履行部分の維持管理のサービス対価 の乙に対する支払いを免れる。
- 6 全ての新規設備が甲に引き渡される前に、第2項の規定に基づき本件契約が解除された場合 には、乙は、速やかに事業実施場所をすべて工事着工前の原状に復したうえ、甲に返還する。
- 7 全ての新規設備が甲に引き渡される前に、第2項の規定に基づき本件契約が解除された場合に、甲が乙に対して、事業実施場所の解除時における現状での引渡しを求めたときは、前項の規定にかかわらず、乙は、事業実施場所を解除時における現状のまま、甲に返還する。この場合において、甲は、乙に対し、当該出来高に応じた設計・施工等のサービス対価を契約解除前の支払スケジュールどおりに支払うものとする。

(本事業に関係する直接法令改正等が行われた場合等の解除)

第76条 本件契約の締結日以後に本事業に直接関係する法令が制定又は改正された場合(本件 国庫補助金の全部又は一部が交付されないこととなった場合を含む。以下同様。)又は乙の責 めに帰すべき事由によらないで許認可等の効力が失われた場合に、本事業の継続が不可能とな ったときは、甲は、乙と協議のうえ、本件契約を解除することができる。本条に基づき本件契 約が解除されたときは、前条第3項から第7項までの規定を準用する。 7. 契約終了時の措置に関する事項(以下は契約条項)

(新規設備の本件契約終了時の状態)

- 第77条 契約期間の満了により本件契約が終了した場合又は第44条に規定する新規設備の供用開始時以後契約期間の満了前に本件契約が終了した場合において、当該終了時に対応する経過年数における性能として提案した水準が保たれていない新規設備があるときは、乙は、当該新規設備を当該業務水準に補修(交換を含む。以下本条において同じ。)して、甲に引き継がなければならない。ただし、甲が、当該新規設備の業務水準どおりの性能への補修に代えて、業務水準を満たす状態にするに要する相当額の支払いを認めた場合、乙はこれを支払うことにより、補修義務を免れることができるものとし、甲は、本件契約終了時に、乙に支払うべき対価がある場合には、その対価から、業務水準を満たす状態にするに要する相当額を控除し、その残額を当初の支払スケジュールに従って支払うものとする。
- 2 第 44 条に規定する新規設備の供用開始時以後、契約期間の満了前に本件契約が終了 した場合、本件契約の終了原因が、第 72 条に基づくものであって、甲の債務不履行に より新規設備について前項に規定する水準が保てなかったときは、乙は当該水準への補 修又は前項ただし書の支払いについて、甲の債務履行との同時履行を抗弁として主張す ることができる。
- 3 第 44 条に規定する新規設備の供用開始時以後、契約期間の満了前に本件契約が終了 した場合、本件契約の終了原因が、第 75 条に基づくものであって、かつ新規設備の滅 失又はき損を伴うものである場合には、乙は、当該新規設備を、契約期間満了までは稼 動可能な状態を限度として甲が定める状態にまで滅失、き損部分を補修した状態で甲に 引き継ぐことで足りるものとする。
- 4 前項の場合において、当該滅失又はき損を補修するために要する追加費用については、別紙 12 に規定する負担割合に従い負担するものとし、負担方法については乙と協議する。この場合において、乙は、当該追加費用の内訳及びこれを証する書類を添えて甲に請求するものとする。
- 5 本件契約終了後、甲が新規設備の引継ぎを受けた時点において、甲は、新規設備の検査を行い、当該検査において、本条に規定する性能水準を満たしていないことが判明した場合には、乙は、契約の終了事由の別に従い、前項までの規定のとおり、自らの義務を履行するものとする。